①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)
②名称	United States Department of Commerce United States Patent and Trademark Office (USPTO 米国特許商標庁)
③所在地	P.O. Box 1450 Alexandria, VA 22313-1450, U.S.A.
④連絡先	(電話) (1 703) 305 8600 (FAX) (1 571) 273 0464 (E-mail) IP.Policy@uspto.gov (internet) www.uspto.gov/
⑤組織の長	Under Secretary of Commerce for Intellectual Property and Director of the United States Patent and Trademark Office: Ms. Katherine K. Vidal
⑥沿革	(1) 特許について、1789年合衆国憲法第8章第1条に規定が設けられ、この憲法の規程に基づき、1790年4月10日に特許法が公布された。 (2) 審査制度等の現在の諸制度を取入れた近代米国特許法は、1836年法として制定された。 (3) 現在の米国特許法(35USC)は、1952年特許法として法典化されたが、1999年のアメリカ発明保護法(AIPA)により改正され、更に2011年9月16日のリーヒ・スミス米国発明法(AIA)により改正された。 (4) 1870年に特許庁(The Patent Office)が内務省の一機関として設立され、1975年に特許庁の名称が特許商標庁(The Patent and Trademark Office)に改められた。 (5) 1985年に商務省に移管され、現在に至る。 (6) 1999年の法改正により公開制度が採用された。この公開制度は一般の公開制度とは異なり、米国にしか出願しない場合には、出願人は非公開にすることを請求することができる。 (6) 2011年9月16日に、米国特許法を改正するLeahy-Smith America Invents Act (AIA法(H.R.1249))が制定されて施行され、これにより米国の特許制度は先発明主義から先公表主義となった。さらに、このAIA法は、改正法(H.R.6621)により問題点が改正され、施行された。 (7) 2020年12月27日に公布された商標近代化法により、査定系において、指定商品・役務を個別に取り消す制度及び使用要件を具備しないとの申立に基づき査定系再審査制度を含む商標法に改正された。
⑦所管	特許、意匠特許、商標、トレードドレス(Trade Dress)、植物特許

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1970/8/25	1989/3/1	1985/3/7		
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1887/5/30	2013/12/18	1974/3/10	
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
2009/3/16	2000/8/12		2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ハーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1980/8/19			2015/5/13	
ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2003/11/2	1978/1/24		1972/5/25
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1975/10/7		1995/1/1		

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	597,170	591,472	594,339	598,085
		(内　外国出願)	327,584	329,228	342,023	322,188
		(内日本から)	78,308	75,364	75,341	73,242
		(内　PCT ルート)	161,563	169,483	175,641	134,817
	意匠	全数	48,030	56,395	52,326	55,783
		(内　外国出願)	26,450	34,607	32,490	36,341
		(内日本から)	2,017	1,939	1,844	1,754
	商標	全数	662,520	668,204	544,824	541,517
		(内　外国出願)	245,801	260,381	188,560	187,424
		(内日本から)	3,982	4,018	4,122	3,596
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	351,993	327,307	323,410	315,245
		(内　外国出願)	187,431	177,769	181,472	167,174
		(内日本から)	51,618	46,339	45,656	38,490
		(内　PCT ルート)	69,824	68,781	73,141	51,537
	意匠	全数	37,720	33,643	35,414	36,931
		(内　外国出願)	19,943	18,293	20,917	23,128
		(内日本から)	2,301	1,714	1,555	1,417
	商標	全数	288,830	378,238	344,795	325,087
		(内　外国出願)	104,558	200,170	172,740	145,715
		(内日本から)	3,546	3,584	3,495	3,255
	(出典)：　WIPO IP Statistics					

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)

⑫ 組　　織

〈組織図〉　USPTO は Ministry of Commerce (商務省)の下部組織である。

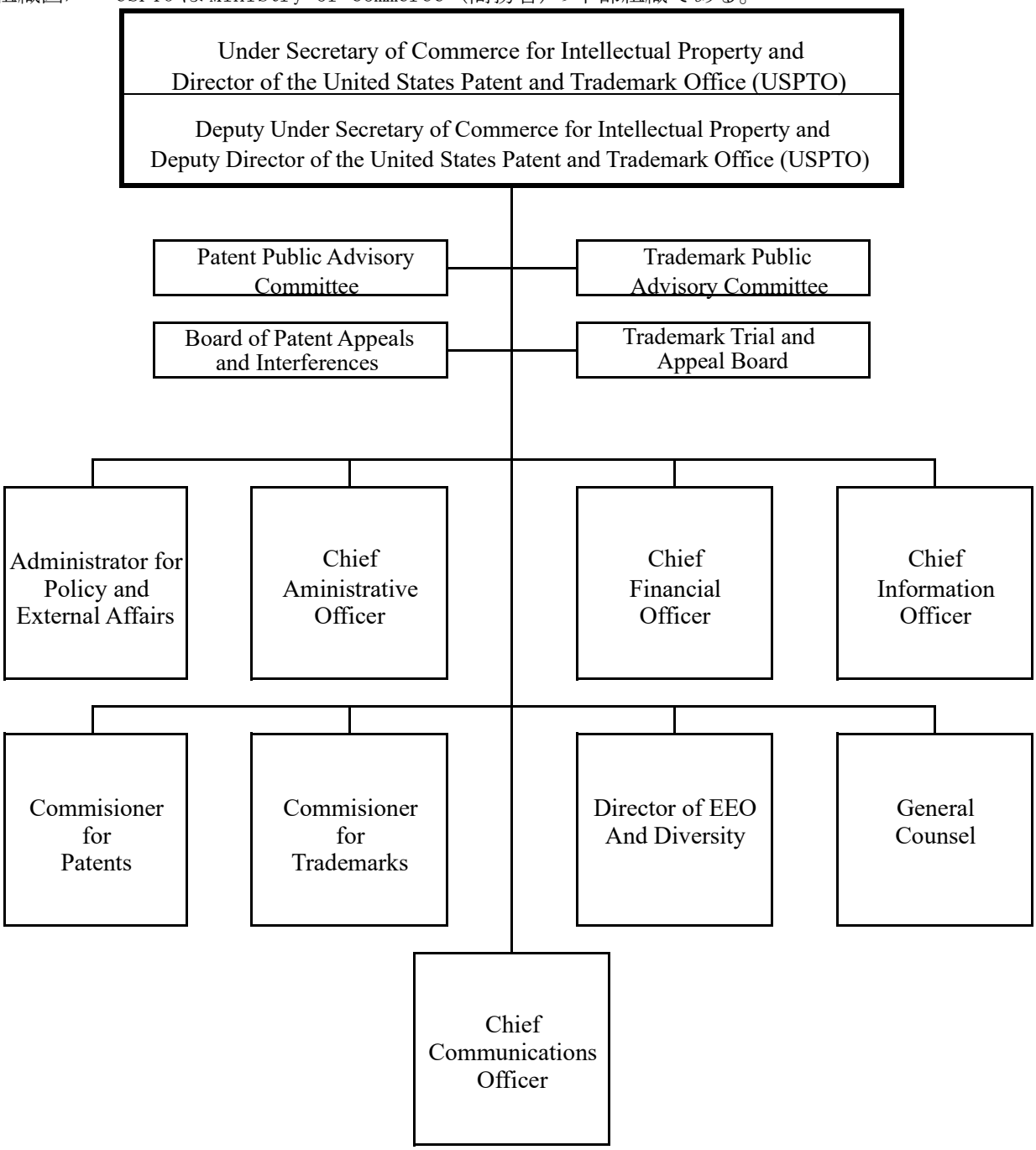

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022 年 12 月 29 日施行 合衆国法典第 35 巻(35 U.S.C)―特許法 2022 年 12 月 19 日施行　連邦規則法典第 37 巻―特許規則
	③地理的効力の範囲	合衆国本土、パナマ運河地帯、プエルトリコ、バージン諸島、北マリアナ諸島、グアム、アメリカ領サモア諸島の領域
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 111 条(a)(1)、第 118 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	(不明) 法律の条文には、合衆国内に非居住の出願人は、合衆国内に法的手続における通知又は令状の送達を受ける送達先を記載した「指名書」を提出することができると規定されており、合衆国内に非居住の出願人は合衆国に居住する代理人を選任することが推奨される。 (特許法第 293 条)
	⑦出願言語	英語。英語以外の言語による出願は英語翻訳文を提出しなければならない。(特許法施行規則§1.52(b)、(d))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	(1) 1995 年 6 月 8 日以後の出願： 特許権の効力は当該特許の発行日から発生し、最先の出願日から 20 年が終了するまでの期間。 (特許法第 154 条(a)(2)) (2) 1995 年 6 月 8 日より前の出願： 特許権の付与日から 17 年、又は出願日から 20 年が終了するまでの何れか遅く終了する方の期間。 (特許法第 154 条(c)) また、連邦食品医薬化粧品法の適用を受ける医薬品、医学機器、食品又は色素添加物、又は当該製品を使用もしくは製造する方法についての特許期間については、5 年の期間内で延長することができる。 (特許法第 156 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (AIA 法第 3 条(b)(1)により修正された特許法第 102 条(a))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から 1 年。 (1) 発明の開示が、発明者、あるいは発明者から直接的又は間接的に発表された事実から当該発明を知得した第三者により行われた場合。 (2) 発明の開示の事実が、当該開示の前に、発明者、あるいは発明者から直接的又は間接的に発表された事実を知得した第三者により行われた場合。(特許法第 102 条(b)(1))
	⑪非特許対象	次の事項が AIA 法、原子力法に規定されている。 (1) 人間である有機体を対象としているか、又は包含している発明に対して特許は付与されない。(AIA 法第 33 条(a)) (2) 方法、器具、技術、コンピュータ・プログラム又はシステムであって、租税返却又は情報返報その他の租税申請の作成にのみ使用される発明、及び財務管理のためのみに使用される発明に対して特許は付与されない。　(AIA 法第 14 条(c)) (3) 原子力兵器における特殊な核物質又は原子力の利用においてのみ有用な発明、発見に対して特許は付与されない。 (原子力法第 151 条(a))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 131 条、第 132 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
特許制度	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。次の事項に該当する出願の発明に関しては審査の繰上げが規定されている。 (1) 出願の発明に関して USPTO 長官による当該発明に係る庁の業務を迅速にすべき命令があったとき (2) 出願の発明公益事業のある分野にとって特別な重要性を有するとみなされ、政府の省の長が当該出願の即時の処理を要求したとき (3) 次の各事項に関する発明の出願について審査の繰上げの申請があり、長官が審査の繰上げを認める証明書が提出されたとき (a) 出願人の年齢又は健康に特別な理由があるとき (b) 発明が環境の質を高めるのに著しく有用であるとき (c) 発明がエネルギー資源の開発又は保全に著しく貢献するものであるとき (d) 発明がテロ行為に対する反撃に著しく貢献するものであるとき (注)上記の(3)項以外の場合には、特許規則§1.17(h)に定める追加手数料を要する。(特許法第 2 条(b)(2)(G)、特許規則 1.102)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願人から非公開請求書が提出されている等の例外を除き、出願日
		又は優先日から 18 月経過後に公開される。(特許法第 122 条(b)(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 付与前異議申立制度はないが、特許出願が公開された後、次の(A)又は(B)の何れか早い方の日までに、何人も当該特許出願の審査に関連があると思われる特許、公開特許公報又は他の刊行物を、簡潔な説明とともに提出する情報提供を行うことができる。 (A) 特許許可通知の日が付与の日又は郵送された日 (B) (a) 特許出願が最初に USPTO により発行(公開)された日から 6 月後、又は (b) 特許出願の何れかのクレームに対して審査官から最初の拒絶理由が発行された日のうち、何れか遅い方の日 (特許法第 122 条(e(1))
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。 無効審判制度：無。 無効審判制度のような行政庁において特許を無効にするための 手続きの制度はないが、登録後の特許の特許性がないクレームの無効を第 3 者が求 めることができる対応として、次の制度がある。 (1) Post-Grant Review (PGR：登録後レビュー)利害関係人は、特許付与日又は再発行特許の発行日から 9 月以内に、特許法第 282 条(b)(抗弁)(2)又は(3)を理由として、当該特許の登録後レビュー(PGR)を開始するための請願を USPTO に提出することができる。この PGR においては、特許法第 101 条(保護適格性)、第 102 条(新規性)、第 103 条(非自明性)、第 112 条(記載要件)に規定の事項を理由として特許性がないクレームの無効を求めることができる。この PGR の請願は、特許の発行日又は再発行特許の発行日から 9 月以内に行わなければならない。 (特許法第 321 条) (2) Inter Partes Review (IPR：当事者系レビュー)利害関係人は、特許付与日又は再発行特許の発行日から 9 月経過以降、又は特許付与後レビューが終了した日の何れか遅い日以降に、特許又は刊行物に基づく新規性及び非自明性の欠如を理由として、当該特許の当事者系レビュー(IPR)を開始するための請願を USPTO に提出することができる。この IPR においては、特許法第 102 条(新規性)、第 103 条(非自明性)に規定の事項のみを理由として特許性がないクレームの無効を求めることができる。この IPR の請願は、PGR の申立期間の 9 月後又は PGR の終了後に行うことができる。(特許法第 311 条)

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">United States of America (US)
(アメリカ合衆国)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特許制度</td><td>⑰無効審判制度の有無</td><td>(3) Ex Partes Reexamination (EPR：査定系再審査)
発行された特許又は再発行特許に対して、何人(匿名可)も当該特許の権利期間中は何時でも、
(a)特許のクレームの特許性に関連があると信じる特許又は刊行物からなる先行技術、又は
(b)連邦裁判所又はUSPTOの手続きにおいて提出され、特許権者が特許クレームの範囲について見解を示した特許権者の供述を提出することができる。このEPRにおいては、特許法第102条(新規性)、第103条(非自明性)に規定の事項のみを理由として特許性がないクレームの無効を求めることができる。このEPRの請願は、PGR及びIPRとは無関係に行うことができる。(特許法第301条)
(4) その他
侵害訴訟においては、抗弁として特許の無効を主張することができる。(特許法第282条)</td></tr>
<tr><td>⑱実施義務</td><td>無。</td></tr>
<tr><td>⑲費用
単位
US$</td><td>[出願から登録までに掛かる費用]
〈Large Entity〉 〈Small Entity〉 〈Micro Entity〉
出願手数料（紙出願） 320 US$ 128 US$ 64 US$
(電子出願)320 US$ 64 US$ 64 US$
出願手数料付加分
超過ページ料(100ページを超える各50ページにつき)
420 US$ 168 US$ 84 US$
3項を超える独立クレーム
480 US$(各項につき) 192 US$ 96 US$
20項を超えるクレーム
100 US$(各項につき) 40 US$ 20 US$
多項従属クレームがある場合
860 US$ 344 US$ 172 US$
調査手数料 700 US$ 280 US$ 140 US$
審査手数料 800 US$ 320 US$ 160 US$
発行手数料 1,200 US$ 480 US$ 240 US$</td></tr>
<tr><td></td><td>[特許権維持に掛かる費用] 〈2025年1月18日から有効〉
年金
〈Large Entity〉〈Small Entity〉 〈Micro Entity〉
第1回目(特許の最初の付与から 3年6月まで)
2,000 US$ 800 US$ 400 US$
第2回目(特許の最初の付与から 7年6月までに)
3,760 US$ 1,504 US$ 752 US$
第3回目(特許の最初の付与から11年6月までに)
7,700 US$ 3,080 US$ 1,540 US$
(特許規則§1.16、§1.18)</td></tr>
<tr><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。Small Entity、Micro Entityの料金は、Large Entityの料金の40%、20%にそれぞれ減額されている。(特許規則§1.16、§1.18)</td></tr>
<tr><td>㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無</td><td>有。IPEAをUSPTOにおいて行ったものについては審査請求料が50%に減額される。(特許規則§1.16)</td></tr>
</table>

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022 年 12 月 29 日施行 合衆国法典第 35 巻(35 U.S.C)―特許法 2022 年 12 月 19 日施行　連邦規則法典第 37 巻―特許規則
	③地理的効力の範囲	合衆国本土、パナマ運河地帯、プエルトリコ、バージン諸島、北マリアナ諸島、グアム、アメリカ領サモア諸島
	④他国制度との関係	ハーグ協定
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (特許法第 111 条(a)、第 171 条、AIA 法第 4 条(b)(1)により修正された第 118 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	(不明) 法律の条文には、合衆国内に非居住の出願人は、合衆国内に法的手続における通知又は令状の送達を受ける送達先を記載した「指名書」を提出することができると規定されており、合衆国内に非居住の出願人は合衆国に居住する代理人を選任することが推奨される。 (特許法第 293 条、第 171 条(b))
	⑦出願言語	英語。(特許規則§1.52(b)(1)(ii)、§1.151)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	付与日から 15 年。期間の延長制度はない。 (特許法第 173 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(特許法第 102 条(a)、第 171 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。意匠の実施品の公表等の意匠の開示の日から 12 月(開示対象の制限はない)。(特許法第 102 条(b)(1)、第 171 条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 ・製造物品のための意匠の創作が、独創的で装飾的意匠でないものに対して意匠特許は与えられない。　(特許法第 171 条)
	⑫実体審査の有無	有。(特許法第 131 条、第 132 条、第 171 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。(早期審査　特許規則 1.155) 次の条件を満たす場合は、意匠出願の早期審査を請求することができる。 (1) 出願は、§1.84 に従った図面を含んでいること、又は合衆国を指定する国際意匠出願に関しては、ハーグ協定第 10 条(3)により公開されていること。 (2) 出願人は、審査前調査を行っていること。 (3)早期審査請求書には手数料と審査前調査が実施された旨の陳述書が含まれること。
	⑮部分意匠制度の有無	有。登録を求める部分が、製造物品(又はその一部)に具現又は適用される装飾的なデザインであって、意匠としての要件を備えており、当該意匠が販売において認知され得るものであることが必要である。 (米国特許審査便覧(MPEP) 1502)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	無。組物に関する規定はないが、ナイフ、フォーク、スプーンに関しては例外的に 1 意匠として取扱い、1 出願で意匠特許が認められる。 (特許法第 171 条)
	⑱意匠分類	国際意匠分類(ロカルノ分類)を使用している。 (ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。意匠出願の公開は行われない。 (特許規則・連邦規則法典 37 巻§1.211(b))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
意匠制度	㉑異議申立制度の有無	無。付与前異議申立制度はないが、意匠特許出願が公告(公開)された後は、次の(A)又は(B)の何れか早い方の日までに、何人も当該意匠特許出願の審査に関連があると思われる意匠特許公報又は他の刊行物を、簡潔な説明とともに提出する情報提供を行うことができる。 (A)意匠特許許可通知の日が付与の日又は郵送された日 (B) (a)意匠特許出願が最初に発行(公告)されたから6月後、又は(b)意匠特許出願に対して審査官から最初の拒絶理由が発行された日のうち、何れか遅い方の日(特許法第122条(e(1)、第171条)
	㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：無。 無効審判制度：無。 無効審判制度のような行政庁において特許を無効にするための手続きの制度はないが、登録後の意匠の無効を第3者が求めることができる対応として、次の制度がある。 (1) Post-Grant Review (PGR：登録後レビュー) 利害関係人は、意匠特許付与日又は再発行意匠特許の発行日から9月以内に、特許法第282条(b)(抗弁)(2)又は(3)を理由として、当該意匠特許の登録後レビュー(PGR)を開始するための請願をUSPTOに提出することができる。このPGRにおいては、特許法第101条(保護適格性)、第102条(新規性)、第103条(非自明性)、 第112条(記載要件)に規定の事項を理由として意匠特許性がないクレームの無効を求めることができる。このPGRの請願は、意匠特許の発行日又は再発行意匠特許の発行　日から9月以内に行わなければならない。(特許法第321条、第171条) (2) Inter Partes Review (IPR：当事者系レビュー) 利害関係人は、意匠特許付与日又は再発行意匠特許の発行日から9月経過以降、又は意匠特許付与後レビューが終了した日の何れか遅い日以降に、意匠特許又は刊行物に基づく新規性及び非自明性の欠如を理由として、当該意匠特許の当事者系レビュー(IPR)を開始するための請願をUSPTOに提出することができる。このIPRにおいては、特許法第102条(新規性)、第103条(非自明性)に規定の事項のみを理由として特許性がないクレームの無効を求めることができる。 このIPRの請願は、PGRの申立期間の9月後又はPGRの終了後に行うことができる。 (特許法第311条、第171条) (3) Ex Partes Reexamination (EPR：査定系再審査) 発行された意匠特許又は再発行意匠特許に対して、何人(匿名可)も当該意匠特許の権利期間中は何時でも、(a)意匠特許のクレームの意匠特許性に関連があると信じる意匠特許又は刊行物からなる先行技術、又は(b)連邦裁判所又はUSPTOの手続きにおいて提出され、意匠特許権者が意匠特許クレームの範囲について見解を示した意匠特許権者の供述を提出することができる。このEPRにおいては、特許法第102条(新規性)、第103条(非自明性)に規定の事項のみを理由として意匠特許性がないクレームの無効を求めることができる。 このEPRの請願は、PGR及びIPRとは無関係に行うことができる。 (特許法第301条、第171条) (4) その他 侵害訴訟においては、抗弁として意匠特許の無効を主張することができる。 (特許法第282条、第171条)
	㉓登録表示義務	無。登録表示は義務ではないが、表示をしなかった場合には侵害訴訟において損害賠償を受けることができないことになるので、登録表示を行うことが好ましい。(特許法第287条、第171条)

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
意匠制度	㉔費用 単位 US$	[出願から登録までに掛かる費用] 〈2025年1月18日から有効〉 〈Large Entity〉 〈Small Entity〉 〈Micro Entity〉 出願手数料 220 US$ 88 US$ 44 US$ 出願手数料付加分 超過ページ料(100ページを超える各50ページにつき) 420 US$ 168 US$ 84 US$ 調査手数料 160 US$ 64 US$ 32 US$ 審査手数料 640 US$ 256 US$ 128 US$ 意匠発行料 740 US$ 296 US$ 132 US$ [意匠権維持に掛かる費用] 年金 なし (特許規則§1.16、§1.18)
	㉕料金減免措置	有。Small Entity、Micro Entityの料金は、Large Entityの料金の40%、20%にそれぞれ減額されている。(特許規則§1.16、§1.18)

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021年12月27日施行 合衆国法典第15巻(15 U.S.C)第22章―商標法 2023年1月1日施行　連邦規則法典第37巻―商標規則
	③地理的効力の範囲	合衆国本土、パナマ運河地帯、プエルトリコ、バージン諸島、北マリアナ諸島、グアム、アメリカ領サモア諸島 (1789年合衆国憲法第4篇第3節第2項)
	④他国制度との関連	無
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体標章、証明標章 (商標法第2条(U.S.C.§1052)～第4条(U.S.C.§1054))
	⑥商標の種類	文字商標、 図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標、芳香商標、動く商標、トレードドレス、ホログラム商標 (商標法第45条(U.S.C.§1127))
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)(商標法第45条(U.S.C.§1127))
	⑧権利付与の原則	先使用主義。(商標法第1条(U.S.C.§1051)(a)(1)、(2))
	⑨本国登録要件	無
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。合衆国内に非居住の出願人は、合衆国内に法的手続における通知又は令状の送達を受ける送達先を指定する。指定しない場合、当該通知又は令状は長官宛に送達される。 (商標法第1条(U.S.C.§1051)(e))
	⑪出願言語	英語。標章が非英語語法を含む場合は，その語法の英語翻訳。 標章が非ラテン文字を含む場合は，その文字の翻字。 登録時及び更新時の使用証拠が英語によるものでない場合が翻訳文を提出しなければならない。 (商標規則§2.22(a)(15)(16)、§2.34(a)(3)(ii)(iii))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第8条(U.S.C.§1058)、第9条(U.S.C.§1059)(a))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。期間の満了から6月以内に、手数料及び長官が定める追加猶予期間の割増手数料と共に宣誓供述書を提出することができる。 (商標法(U.S.C.§1058))

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
商標制度	⑭不登録対象	(1) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的なもの、又は生存者若しくは死者、組織、信仰又は国の象徴を誹謗する又はそれとの関係を偽るおそれがある標章 (2) ぶどう酒もしくは蒸留酒又はそれに関連して使用した場合に原産地以外の場所を特定し、1996 年 1 月 1 日以後に出願人によって最初にぶどう酒もしくは蒸留酒、又はそれに関連して使用される地理的表示からなる標章 (3)米国、州もしくは地方自治体又は外国の国旗、紋章若しくはその他の記章、又はそれらの類似のもののみからなる標章、又はそれらを含む標章 (4) 赤十字の商標、又は「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の言葉 (5) 著名な在郷軍人会等の各法律によって保護される複数の組織の標章 (6) 米国人が以前から使用したり、放棄されていない登録商標、又は商標若しくは商号に類似の商標であって出願人の商品又は関連して使用した場合に、混同、錯誤又は詐欺を生じるおそれがある標章 (7) 商品に使用されると商品を単に説明する、又は誤った説明になる標章 (8) 証明商標を除く本来地理的な説明をする標章 (9) 本来の地理的な説明を誤って説明する標章 (10) 本来単なる異名にすぎない標章 (11) 全体として機能的な事項から構成される標（商標法第 2 条(U.S.C.§1052)）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商標法には周知商標についての定義はないが、合衆国法の Lanham 法の希釈化防止規則により「周知商標」は保護される。周知商標とは、広い範囲において認知されていることが必要である。周知商標であるか否かを決定する際には、次の点について考慮される。 (商標法第 43 条(c)(U.S.C.§1125)) (1) 商標本来の、又は獲得した識別性の程度 (2) 商標が使用されている商品もしくは役務についての商標の使用の期間及び範囲 (3) 商標の広告及び宣伝の期間及び範囲 (4) 商標が使用されている取引地域の地理的範囲 (5) 商標が使用されている商品もしくは役務についての取引経路 (6) 取引地域及び取引経路において、商標の所有者及び第 3 者が使用した商標の認識の程度 (7) 第 3 者による同一又は類似の商標の使用の性質及び範囲 (8) 商標の主登録簿に、又は 1881 年あるいは 1905 年法に基づき登録されたか否か
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(商標法第 12 条(U.S.C.§1062))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、審査の結果、出願が正当な権利を有すると認められるときは、出願は公報により公告される。(商標法第 12 条(U.S.C.§1062)(a))

①国名	United States of America (US) (アメリカ合衆国)	
商標制度	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、商標登録出願の公告に対して、公告の日から30日以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第13条(U.S.C.§1063)(a))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。(商標法第37条(U.S.C.§1119)) また、無効審判制度と類似する制度として取消請求制度がある。この制度に基づく主登録簿への登録についての取消請求は、原則として登録日から5年以内に行う必要がある(悪意による出願である事を理由とする場合等は、無期限)。 (商標法第14条(U.S.C.§1064)、第15条(U.S.C.§1065)) さらに、所定の使用要件を具備しない場合に，第三者の申立てによってUSPTOの審査部において商標登録の是非の再審査を求めることができる。(商標法第16A条(U.S.C§1066a))
	㉔不使用取消制度の有無	有。期間は3年。継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第45条(U.S.C.§1127)) さらに、所定の使用要件を具備しない場合に，第三者の申立てによってUSPTOの審査部において更新の是非の再審査を求めることができる。 (商標法第16B条(U.S.C§1066b))
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定に加盟している)
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (ウィーン協定には未加盟)
	㉗譲渡要件	商標権の譲渡は営業の譲渡と同時になす必要がある。 (商標法第10条(U.S.C.§1060)(1)、(2))
	㉘費用 単位 US$	[出願から登録までに掛かる費用]　〈2025年1月18日から有効〉 出願料(1区分ごと、電子)　350 US$ 使用の補正(AAU)提出(1区分ごと、電子)　150 US$ 使用宣誓書(1区分ごと、電子)　150 US$ [商標権維持に掛かる費用] §9更新申請書(1区分ごと、電子)　325 US$ §8使用宣誓書(1区分ごと、電子)　325 US$ §15使用宣誓書(1区分ごと、電子)　250 US$
	㉙料金減免措置の有無	無。